

公益財団法人しまね農業振興公社研修事業実施要領

(目的)

第1条 この規程は、「公益財団法人しまね農業振興公社農地中間管理事業の実施に関する規程」(以下「規程」という。)第21条に定める研修事業の実施に関する事項を、規程第25条に基づいて定める。

(事業実施)

第2条 事業を実施するにあたっては、公益財団法人しまね農業振興公社(以下「公社」という。)が農地中間管理権を取得(以下「借入れ」という。)する前に関係機関等と十分に協議・調整を行うものとし、借入れることとなった場合は、市町村又は関係機関等からの申出により行うものとする。申出するにあたっては、研修期間中に利用する者(以下「利用者」という。)の研修内容、土地利用計画書、営農計画書、その他必要書類を添付するものとする。

2 規程第21条第3項に規定する役割分担の主なものは以下のとおりとする。

ただし、状況に応じて、柔軟に対応するものとする。

- (1) 研修事業の対象農地(以下「対象農用地等」という。)の確保及び対象農用地等の所有者(以下「所有者」という。)との調整
市町村、農業委員会、農地中間管理事業の委託先(以下「委託者」という。)を主として、農業協同組合、公社はこれに協力するものとする。
- (2) 対象農用地等を利用者及び研修終了後公社から貸付けを行う者(以下「貸付者」という。)との協議及び調整
県農業普及部、市町村、農業委員会、委託者、農業協同組合を主として、県農業普及部、公社は助言等行うものとする。
- (3) 研修期間中の指導及び助言等
研修受入農家、指導農業士、担い手組織、地域の農業事情等に精通した農業者を主として県農業普及部、市町村、農業委員会、委託者、農業協同組合、公社は必要に応じて協力するものとする。
- (4) 利用者及び貸付者が研修期間中又は貸付期間中にリタイア等した場合の対応
市町村、農業委員会、委託者を主として、県普及部、農業協同組合、公社はこれに協力するものとする。
- (5) その他必要に応じて関係機関等で協議したうえで対応するものとする。

(対象農用地等)

第3条 対象農用地等は、公社が借入れた農用地等で、かつ貸付ける見込みのない農用地等であって、公社が借入れる前に、前条で選定した農用地等とする。

(利用者)

第4条 利用者は、規程第21条第1項に規定する者又はこれに協力する者であって、次に掲げる者とする。

- (1) 別途公社と別記様式例「研修事業に関する契約書」(以下「契約書」という。)により締結する者
- (2) 関係機関等と協議のうえ認められた者

(利用期間)

第5条 対象農用地等を利用する期間は、契約書で設定する期間とする。

(利用制限)

第6条 利用者及び貸付者は、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 対象農用地等を耕作目的以外に使用しないこと
- (2) 対象農用地等に農業用以外の構造物を建設しないこと
- (3) 公社及び所有者の同意を求めないで農業用施設等(以下「附属物」という。)を建設しないこと
- (4) 既に附属物が設置してある場合にあつて、公社及び所有者の同意を求めないで変更、修繕、改良、廃棄をしないこと
ただし、民法第607条の2の規定に基づき修繕を行う場合にあつてはこの限りで

はない。

(5) その他農地法等の法令に違反する行為はしないこと

2 前項に違反した場合は、直ちに契約を解除するものとし、所有者及び公社に損害を与えた場合は、利用者が責務を負うものとする。

(研修結果報告)

第7条 規程第21条第4項に規定する農業技術又は経営方法の習得状況等研修結果について、利用者は、研修が終了した後に、速やかに市町村へ報告するものとする。

ただし、市町村又は公社が、研修期間中に研修内容等の状況を把握したい時には、市町村は、その都度報告を求めることができるものとする。

2 前項で、結果について利用者から市町村へ提出がなされた場合は、その内容について確認し、貸付けることについての適否を判断し、利用者が提出した写しを添えて公社へ報告するものとする。

状況報告についても、その都度公社へ報告するものとする。

(貸付け)

第8条 前条で市町村から公社へ貸付けに関する適否判断の報告がなされた場合に、公社は、貸付けることについての決定を行い、貸付けることとなった場合は、委託者は、「公益財団法人しまね農業振興公社農地中間管理事業事務処理要領」に基づき貸付け手続きを行うものとする。

(附属物の設置及び収去義務)

第9条 利用者及び貸付者が、対象農用地等に果樹等の永年性作物、ハウス等の農業用施設(以下「附属物」という。)を契約後に設置又は既に設置されている附属物を利用する場合にあっては、第2条第2項の(1)、(2)に規定する関係機関等と契約前に利用方法、収去の方法等について十分に協議を行うものとする。

2 利用者及び貸付者は、契約後に附属物を建設し又は既に設置されている附属物を変更、改良した後に、研修が終了し又は合意解約などにより中止した場合にあって、対象農用地等から退去することとなった時は、自己の負担により収去する義務を負い、公社は収去義務を負わない。

3 前項にかかわらず、所有者が附属物を収去しないことに同意しているときに限り、公社及び利用者は収去の義務を負わない。この場合、利用者及び貸付者が支出した費用については、所有者が費用償還に同意している場合に限り、利用者及び貸付者は所有者に対して償還の請求をすることができる。

4 必要に応じて、別途覚書等を締結した場合は、これを遵守するものとする。

(その他)

第10条 その他、本要領に記載がない事項については、利用者、関係機関等、公社で協議のうえ、決定するものとする。

附則

この要領は、令和2年10月1日から施行する。

附則

この要領は、令和5年10月2日から施行する。